

## 佐渡航路社会実験事業補助金交付要綱

長岡佐渡広域観光協議会

(趣旨)

第1条 会長は、寺泊－小木間を運航するジェットfoilをチャーターし、これを利用した旅行商品を造成・販売する事業者（複数の事業者が共同で事業を実施する場合は、代表する1社）に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準等により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、あらかじめ会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) その他参考となる書類

(補助金の交付決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類審査等により速やかに補助金交付の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の決定に際して、必要に応じて、申請に係る事項に修正を加えて決定することができる。

(事業に係る変更手続)

第5条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた事業者が、事業の内容を変更又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第6条 事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書・請求書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第5号様式）
- (2) 送客実績が分かる資料
- (3) パンフレット、チラシ、ウェブ広告等の写し
- (4) その他参考となる資料

(補助金の額の確定及び支払い)

第7条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類審査等により交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の補助金の額の確定後、事業者に対して速やかに補助金を支払うこととする。

(補助金の経理)

第8条 事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(取消及び返還)

第9条 会長は、事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、その交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(複数の事業者が共同で事業を実施する場合の取扱い)

第10条 複数の事業者が共同で事業を実施する場合は、代表する1社が本要綱に定める手続きを行うこととする。

(雑則)

第11条 この要綱に定める書類の提出部数は4部とする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) 第2条関係 (交付基準等)

補助対象事業	寺泊-小木間を運航するジェットfoilをチャーターし、これを利用した旅行商品を造成・販売する事業で、別に行う審査により、採択された事業とする。								
交付基準	<p>次の①～④を基準とする。</p> <p>①乗船数に応じた補助          ジェットfoilチャーター便に乗船した人数が150人を超えた場合、乗船した人数1人片道につき500円</p> <p>②広告宣伝に対する補助          ジェットfoilチャーター便に乗船した人数に応じて次の額とする。</p> <table border="1" data-bbox="531 801 1120 987"> <thead> <tr> <th>送客数</th> <th>補助額 (片道)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100人</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>101人～150人</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>150人～</td> <td>150千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ジェットfoilの貸切運賃に対する補助          (燃料油価格変動調整金が3ゾーンの場合)</p> <p>ア) 往復利用の場合          (ア) 催行する場合の1回当たりの乗船数が75人以上150人未満の場合、往復貸切運賃1,410,750円から、乗船数に9,405円を掛けた額を控除した額とする。          75人未満の場合は、705,375円とする。</p> <p>(イ) チャーター便を往復で利用するものの、別の船舶を利用するなど、往路と復路でチャーター便の乗船数が異なる場合の補助額は、往路・復路それぞれにおいて、(ア)のそれぞれの金額に1/2を乗じた額で計算すること。</p> <p>イ) 片道利用の場合          催行する場合の1回当たりの乗船数が75人以上150人未満の場合、片道貸切運賃742,500円から、乗船数に4,950円を掛けた額を控除した額とする。          75人未満の場合は、371,250円とする。</p> <p>(燃料油価格変動調整金が2ゾーンの場合)</p> <p>ア) (ア)の金額は、順に、1,373,700円、9,158円、686,850円と読み替えること。</p> <p>イ) の金額は、順に、723,000円、4,820円、361,500円と読み替えること。</p>	送客数	補助額 (片道)	～100人	50千円	101人～150人	100千円	150人～	150千円
送客数	補助額 (片道)								
～100人	50千円								
101人～150人	100千円								
150人～	150千円								

④訪問インセンティブ

ア) 長岡市内及び佐渡市内の両方で宿泊した場合 1人 2,000 円

イ) 赤泊地域の観光施設等を訪問した場合 1人 500 円

ウ) 長岡市内の観光施設等を2箇所以上訪問した場合 1人 500 円